給与支払報告書 特別徴収

に係る給与所得者異動届出書

						所在地									担	係		総務	务課	給与係	特徴指定番号
	•	下呂市	市長	様	給 与 +	(住所)	卜芒	中新	₹960番地				_/			т д		_		#-7	5555555
f	令和	3年1	10月31	日提出	給与支払者	名 称	株式	大会:	社 GERO	SHI	IYAKUSYO)		会社印)当 _至	氏名			产占	花子 	
					18	法人番号 (個人番号)	9	8	7 6 5	4	3 2 1	9	8	7 6	者	電話	()	24	- 2222	1
	ŀ	フリカ [*] 毛	t 名		オンセンク 温泉 カ			新 姓			(ア)特別徴収税	額	(イ)街	数収済税額		未徴収税額 ア)-(イ)	異重	加年月日	異	20.新規(転勤) (月から徴収	異動後の徴収方 法
		個人都	番号	9 1	2 3	4 5	6	7	8 9 1	2			6	月分から	11	月分から	令和]	4	可能) 21 退職	
給		1月 注 現	11日	下呂市森	1番地1						120,000		10	月分まで	5	月分まで			の	22.休職 23.長欠	1. 特別徴収継続 2. 一括徴収
与所	ٔ ا	所 異	新 後	同上									50	0,000	70	0,000	3 •	10•10	事由	24.死亡 30.その他	3. 普通徴収 (理由)
		0)	江土门									円		円		円					
得者		新しい勤 名称及び		所在地	〒	-								徴収義務者 定 番 号				係			本年1月1日から退職時 までの給与支払額
		_ 17-00-1		名称									電	話番号				氏名			2,125,000 円
			•	上記	この転勤:	先へは	月割	割額			円を	•		月分かり	ら徴	収するよ	k う;	連絡済る	みで	きす。	控除社会保険料額 196,700 円

- ◎給与の支払いを受けなくなった後の月割額(未徴収税額)を一括徴収していただける場合は次の欄に記載してください。
- ◎退職が翌年の1月1日から4月30日までの方については、本人からの申し出がない場合でも、必ず未徴収税額(ウ)を一括徴収してください。(法321-5②)
- ◎翌年1月1日以前の退職者でも市外へ転出される方についてはなるべく一括徴収してください。

一括徴	収の申出	ı I	給与または退職 手当等の支払	一括徴収	又 予 定 額		 一括徴収した税額は	月分(月	日納期限)で納入します
			予定月日	支払予定日ごとの 徴収予定額	合計 上記(ウ)と同額		*			
令和 年	月	日	•	円		備				
異動者印	Ð			円		考				
共到行印	(II)			円	円	,				

(注) この届出書は給与所得者に異動のあった場合、その事実の生じた翌月10日までには提出してください。

<u>口座振替により納付する特別徴収義務者は</u>、給与所得者に異動(就職、退職、休職等)が生じた場合、<u>異動月の月</u> 末1週間前(おおよそ23~25日ごろ)までに当届出書をご提出ください。

《記載例①》

退職により普通徴収(本人納付)に切替える場合

給与支払報告書 特別徴収

に係る給与所得者異動届出書

					所在地			- 2202					+0	係		総和	务課	給与係	特徴指定番	号
	下	呂市長	様	給 与	(住所)	卜占	古市彩	系960番地 ————————————————————————————————————			_/		担					# 7	5555555	
٤	令和	4年1月31	日提出	給与支払者	名 称	株式	式会	社 GEROS	SH	IYAKUSYO	(会社印)当 _*	氏名			下 占	花子 	整理番号	
				13	法人番号 (個人番号)	9	8	7 6 5	4	3 2 1 9	8	7 6	者	電話	()	24	- 2222	1	
	氏	2)]ガナ 名		オンセンタ			新 姓			(ア)特別徴収税額	(1)	徴収済税額		未徴収税額 ア)ー(イ)	異重	加年月日	異	20.新規(転勤) (月から徴収	異動後の徴収 法	方
		人番号	9 1	2 3	4 5	6	7	8 9 1	2		6	月分から	1	月分から	令和]	動			
給	/÷	1月1日 現 在	下呂市森	1番地1						78,000	12	月分まで	5	月分まで			の	22.休職	1 2. 特別徴収継 一括徴収 普通徴収	続
与所	所	異動後 の住所	同上								4	5,500	32	2,500	4	•1•31	事由	24.死亡	3. 普通徴収(理由)
		の生別								円		円		円						
得 者	新し	い勤務先の 及び所在地	所在地	₹	_							徴収義務者 定 番 号				係			本年1月1日から退職 までの給与支払額	
白	10 10	X0:7/11/18	名称								電	話番号				氏名			3,000,000	円
			上記	この転勤:	先へは	月	割額			円を		月分かり	ら徴	収するよ	よう:	連絡済	みて	ぎす。	控除社会保険料 270,000	

- ◎給与の支払いを受けなくなった後の月割額(未徴収税額)を一括徴収していただける場合は次の欄に記載してください。
- ◎退職が翌年の1月1日から4月30日までの方については、本人からの申し出がない場合でも、必ず未徴収税額(ウ)を一括徴収してください。(法321-5②)
- ◎翌年1月1日以前の退職者でも市外へ転出される方についてはなるべく一括徴収してください。

一括徴収の申出	給与または退職 手当等の支払	一括	數 4	又 予 定 額			一括徴収した税額は	1	月分	(2	月	10	日納期限)	で納入します
2000	予定月日	支払予定日ごと 徴収予定額	Ø.	合計 上記(ウ)と同	額		*							
令和4年1月31日	1 · 31	32,500	円			備								
異動者印温泉			円	32,500		考								
共到日刊			円		円	,								

(注) この届出書は給与所得者に異動のあった場合、その事実の生じた翌月10日までには提出してください。

<u>口座振替により納付する特別徴収義務者は</u>、給与所得者に異動(就職、退職、休職等)が生じた場合、<u>異動月の月末1週間前(おおよそ23~25日ごろ)までに当届出書をご提出ください。</u>

《記載例②》

退職により一括徴収をする場合

給与支払報告書 特別徴収

に係る給与所得者異動届出書

					所在地			- 2202					担	係		総系	务課	給与係	特徴指定番号
	下	呂市長	様	給与	(住所)	下呂	市 森	960番地						氏名				#: 7	5555555
令	和	3年10月3 ⁻	1日提出	給与支払者	名 称	株式	弋会	生 GERO	SHI	IYAKUSY	О	会社印	当者	八石			` ' '	花子	整理番号
				П	法人番号 (個人番号)	9	8	7 6 5	4	3 2 1	9	8 7 6	13	電話	()	24	- 2222	1
	氏	フリガナ 名		オンセンタ 温泉 オ	- 1		新 姓			(ア)特別徴収移	泊額	(イ)徴収済税額		⊧徴収税額 ア)ー(イ)	異動	年月日	異	20. 新規(転勤) (11月から徴収	異動後の徴収方 法
	偱	人番号	9 1	2 3	4 5	6	7	8 9 1	2			月分から		月分から	令和		動	可能) 21.退職	
給.	住	1月1日 現 在	下呂市森	1番地1								月分まで		月分まで			の 事	22.休職 23.長欠	1. 特別徴収継続 2. 一括徴収
与所	所	異動後 の住所	同上							-	円	_円		Ħ	3 •	10•20	由	24. 死亡 30. その他	3. 普通徴収 (理由)
得		い勤務先の	所在地	₹	-							特別徴収義務者 指 定 番 号		13		係			本年1月1日から退職時 までの給与支払額
者	10 17	· 及び別江地 。	名称									電話番号				氏名			円
		•	上記	の転勤	先へは	月害	割額			円を		月分かり	ら徴	収するよ	; うi	車絡済る	みで	゙す。	控除社会保険料額

- ◎給与の支払いを受けなくなった後の月割額(未徴収税額)を一括徴収していただける場合は次の欄に記載してください。
- ◎退職が翌年の1月1日から4月30日までの方については、本人からの申し出がない場合でも、必ず未徴収税額(ウ)を一括徴収してください。(法321-5②)
- ◎翌年1月1日以前の退職者でも市外へ転出される方についてはなるべく一括徴収してください。

一括徴	収の申出	給与または退職 手当等の支払	一括徴収	7 予 定 額		一指	 舌徴収した税額は	月分	(月	日納期限)	で納入します
		予定月日	支払予定日ごとの 徴収予定額	合計 上記(ウ)と同額		*						
令和 年	月 日	•	円		備							
異動者印	(FI)		円		考		普通徴収(本人納	付)第2	期分	分まで	納付済	
共到行印	H)		円	円	. ,							

(注) この届出書は給与所得者に異動のあった場合、その事実の生じた翌月10日までには提出してください。

口座振替により納付する特別徴収義務者は、給与所得者に異動(就職、退職、休職等)が生じた場合、<u>異動月の月末1週間前(おおよそ23~25日ごろ)までに当届出書をご提出ください。</u>

《記載例③》

採用等により特別徴収(給与天引き)に切替える場合

給与支払報告書 特別徴収

に係る給与所得者異動届出書

					所在地		300	- 2202						±0	係		総	务課	給与係	特徴指定番号
	下	呂市長	様	給与	(住所)	下呂	市森	960番地				_/		担业	пр				#7	5555555
令	和 3	3年10月3 ⁻	1日提出	給与支払者	名 称	株式	大会社	± GERO	SHI	YAKUSY	0		会社印	当者	氏名			下占	花子 	 整理番号
				п	法人番号 (個人番号)	9	8	7 6 5	4	3 2 1	9	8	7 6	19	電話	()	24	- 2222	1
	氏	7リガナ 名		オンセンタ 温泉 オ	タロウ 大郎		新 姓			(ア)特別徴収税	:額	(イ)作	數収済税額		未徴収税額 ア)ー(イ)	異重	协年月日	異	20.新規(転勤) (月から徴収	異動後の徴収方 法
	個	人番号	9 1	2 3	4 5	6	7	8 9 1	2			6	月分から	11	月分から	令和]	動	可能) 21 退職	
給与	住	1月1日 現 在	下呂市森	1番地1						36,000	-	10	月分まで	5	月分まで			の事	22.休職 23.長欠 24.死亡	1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収
所	所	異動後 の住所	同上								円	15	5,000 円	2	<mark>1,000</mark> 円	3•	10•20	由	30.その他	(理由)
得者		い勤務先の 及び所在地	所在地	〒 509 下呂市萩	- 2517 原町萩原								徴収義務者 定番号		5666666		係		経理課	本年1月1日から退職時 までの給与支払額
自	-0 10	ДО ///ЦИВ	名称	株式会社	: HAGIV	VAR	ACH	OSHA				電	話番号		47-2111		氏名		岐阜 次郎	F.
			上記	の転勤	先へは	月害	割額	3,00	0	円を	11	1	月分かり	ら徴	収するよ	k う:	連絡済	みで	: す。	控除社会保険料額

- ◎給与の支払いを受けなくなった後の月割額(未徴収税額)を一括徴収していただける場合は次の欄に記載してください。
- ◎退職が翌年の1月1日から4月30日までの方については、本人からの申し出がない場合でも、必ず未徴収税額(ウ)を一括徴収してください。(法321-5②)
- ◎翌年1月1日以前の退職者でも市外へ転出される方についてはなるべく一括徴収してください。

一括徴	収の申出	l	給与または退職 手当等の支払	一括徴収	又 予 定 額			月分(月	日納期限)で納入します
			予定月日	支払予定日ごとの 徴収予定額	合計 上記(ウ)と同額		*			
令和 年	月	日	•	円		備				
異動者印	(FI)			円		考				
共 期日印	1		•	円	円	,				

(注) この届出書は給与所得者に異動のあった場合、その事実の生じた翌月10日までには提出してください。

口座振替により納付する特別徴収義務者は、給与所得者に異動(就職、退職、休職等)が生じた場合、<u>異動月の月末1週間前(おおよそ23~25日ごろ)までに当届出書をご提出ください。</u>

《記載例④》

転職等により特別徴収をする会社を変更する場合